

輪島市監査公表第 38 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により執行した監査の結果について、同条第 9 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成 27 年 11 月 26 日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成27年11月18日（水） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成27年度の監査資料（平成27年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成26年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○「石川県輪島漆芸技術研修所」用地借上費として、輪島市が毎年363万円余を負担している。県も貸付収入として応分の負担をしているものの契約形態・金額ともに常識的ではない。土地所有者からの土地の買い取りなどを含め、県と今後の対応について協議が必要と思われる。

○国産小型ジェット機MRJ（三菱リージョナルジェット）が平成27年11月に初飛行に成功したところであるが、試験飛行の拠点の一つとして能登空港を利用することは輪島市の観光PRや商工業に資することが極めて大きいと考える。その具現化や機内内装の輪島塗使用で市長がトップセールスを行っていると伺っている。さらに関連企業誘致や空港を利活用とする「航空機整備工場関連事業」などの積極的施策を進められることを期待する。このことは、若者の就労及び定住の場確保にも繋がるものと思慮される。

○漆器商工課は各種団体に対して、幅広い施策を実施し様々な補助金交付を行っているが、その執行が適正に執行されているかどうか、厳しく内容を精査することが求められると考える。補助金の不正や無駄遣いが無いように普段の指導・監督に努められたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。